民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成23年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成23年9月	10　月	11　月	12　月
Ⅰ　製　造　業　計	5.3	−0.2	2.5	−2.8	−17.5	5.5	4.7	−7.1
1食　品　製　造　業	6.0	1.9	−0.6	−11.4	11.3	−0.2	−9.0	−5.3
2パルプ・紙・紙加工品	−25.0	55.9	−12.6	12.9	−53.4	165.6	−53.3	−19.1
3化　学　工　業	31.5	−10.8	−4.4	5.9	−23.2	21.4	11.0	−7.7
4石油製品・石炭製品	−4.6	−10.6	−4.8	45.7	−20.0	−2.1	37.5	61.3
5鉄　鋼　業	14.7	−9.2	1.3	35.1	55.3	−2.0	17.4	−17.5
6非　鉄　金　属	13.4	27.9	−26.4	−11.8	−16.2	−21.9	45.6	−43.4
7金　属　製　品	27.0	8.3	6.1	4.5	9.6	−1.8	−4.0	9.3
8一　般　機　械	8.3	−13.3	8.6	−1.7	−10.0	11.1	2.5	−5.5
9電　気　機　械	16.1	1.3	−4.2	−8.5	−15.6	−0.3	2.3	−19.8
10情　報　通　信　機　械	−30.5	20.4	2.8	−17.2	−40.9	−28.3	77.4	−18.2
11自　動　車・同　付　属　品	2.4	−6.7	8.2	15.4	−23.9	19.7	15.9	6.9
12造　船　業	61.1	−65.6	67.9	7.0	0.6	−20.9	37.6	57.1
13そ　の　他　輸　送　用　機　械	20.7	−20.0	6.2	−28.5	−14.5	−15.5	39.0	−21.4
14精　密　機　械	9.6	38.2	−52.4	11.5	−3.7	−34.9	55.7	−11.1
15「そ　の　他　製　造　業」	15.2	17.1	−25.5	18.4	−8.9	6.5	10.2	3.8
Ⅱ　非　製　造　業　計	0.6	4.0	−3.8	2.3	30.3	−14.4	31.0	−38.1
16農　林　漁　業	6.0	12.9	−8.7	13.6	0.1	−18.0	75.5	−22.9
17鉱業・採石業・砂利採取業	3.1	13.1	−4.1	19.3	−49.5	−24.5	176.2	−13.8
18建　設　業	−0.3	27.3	−7.2	14.6	4.5	−9.2	21.0	−2.7
19電　力　業	7.2	−7.7	−24.0	14.7	78.3	−26.8	59.4	−51.5
20運　輸　業・郵　便　業	5.8	−15.2	36.3	2.9	42.8	−31.3	105.1	−47.1
21通　信　業	−0.4	−1.7	14.6	−1.2	−4.0	4.2	6.1	−27.4
22卸　売　業・小　売　業	−3.5	−1.6	6.1	−6.8	−13.8	−7.7	11.3	−10.5
23金　融　業・保　険　業	−8.1	−6.7	0.1	0.7	−2.8	−8.0	6.5	−7.5
24不　動　産　業	−11.0	−1.4	39.2	−29.3	−48.6	10.6	18.3	−28.0
25情　報　サ　ー　ビ　ス　業	6.9	13.9	−5.5	1.7	17.5	5.2	−3.0	10.1
26リ　ー　ス　業	15.8	11.9	−24.6	22.4	−4.9	−1.0	79.6	15.3
27「そ　の　他　非　製　造　業」	1.6	29.4	1.0	−8.2	4.0	−13.5	−9.8	11.5

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。
2．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
3．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
4．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諮　詢　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ムーンライトキャピタル株式会社
２．本店所在地　東京都港区北青山三丁目９番８号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第466号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成24年２月10日
６．行政処分の内容　金融商品取引業の登録の取消し

平成 24 年２月 22 日

金融庁長官　畑中龍太郎

第三者所有物の没収に関する公告

平成 24 年２月 22 日　広島地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成24年３月７日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　広島地方裁判所
２　被告事件名　常習賭博
３　被告人氏名　小西　詠二
４　公判期日　平成24年３月12日
５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

現金合計142万9,005円

平成24年領第58号符号２ないし40のうち偶数のもの、54、55及び76

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、常習として、平成23年４月ころから同年11月22日までの間、広島市中区内の店舗において、不特定多数の賭客を相手として、多数回にわたり、それぞれ金銭を賭け、回胴式遊技機21台を使用して賭博をした。

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年２月13日から２か月の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年２月 22 日

松山地方法務局長　横井　三男

記

氏名　土居　喜史
所属する土地家屋調査士会　愛媛県土地家屋調査士会
登録番号　愛媛第611号
事務所の所在地　愛媛県上浮穴郡久万高原町久万155番地
違反行為　虚偽の調査・測量等

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社スイングウェバー
２．住所　石川県金沢市鞍月５丁目177番地
３．代表者の氏名　中山　和彦
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号北陸財務局長（金商）第15号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年８月22日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて北陸財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年２月 22 日

北陸財務局長　篠原　　寛